

公衆電話の設置基準が変わります 常設の公衆電話を削減し災害時用公衆電話をユニバーサルサービスに

電話のユニバーサルサービスとは

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）では、固定電話、公衆電話および緊急通報を、国民生活に不可欠であり日本全国で提供されるべきものとして、ユニバーサルサービスとして位置付けています。

また、ユニバーサルサービスは、不採算地域を含む全国でサービスを提供するため、ユニバーサルサービス基金を設け、地域間格差を解消すべく各サービスに対して補填を行っています。

公衆電話は屋外での最低限の通信手段

ユニバーサルサービスである公衆電話は、社会生活上の安全と屋外での最低限の通信手段を確保する観点から、総務省が定める基準にのっと

りNTT東日本・西日本が全国に設置しています。しかし、最近では、携帯電話が普及し、公衆電話の利用は減少傾向にあります。



災害時に活用される災害時用公衆電話

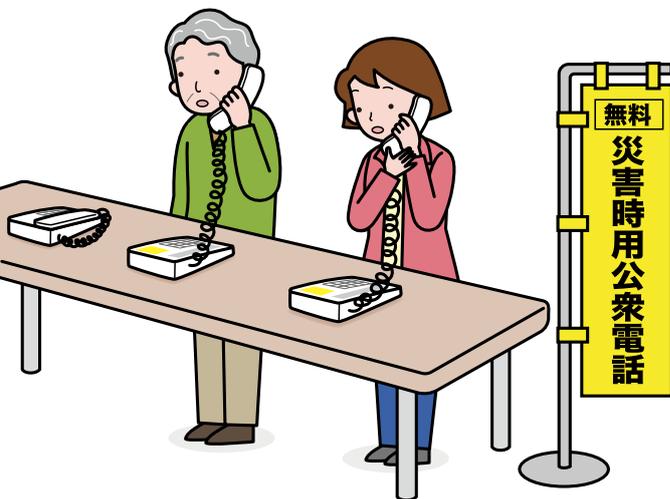
そのほか、大規模な災害が発生した際に避難所等で使用される公衆電話（一般の固定電話と同じ電話機を使用します。）もあります。避難所等ですぐに電話が使えるように、NTT東日本・西日本が、市町村等か

ら要請を受けてあらかじめ電話回線を引いておくもので、災害時用公衆電話と呼ばれています。

この電話は、災害時に工事などの特別な作業を必要とせずに、避難所等に避難している方々や近隣住民の方が無料ですぐに利用することが可能です。

これからの災害への備えとしてのユニバーサルサービス

近年、災害が頻発していることに伴い、災害時用公衆電話の必要性は大きくなっています。このため、全国において地域間格差のない設置が進むよう、制度改正を行い、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置付けました。また、併せて、ユニバーサルサービス基金の交付の仕組みも検討しています。



災害時用公衆電話



公衆電話の配置効率化

電話のユニバーサルサービスを支えるユニバーサルサービス基金は、電話番号ごとに毎月2円(令和4年)の負担で運営されています。このため、新たに災害時用公衆電話への補填を行うことで負担が増加することを避けるべく、利用が減少している公衆電話の配置の効率化も行うことになりました。

総務省が定める設置基準を変更し

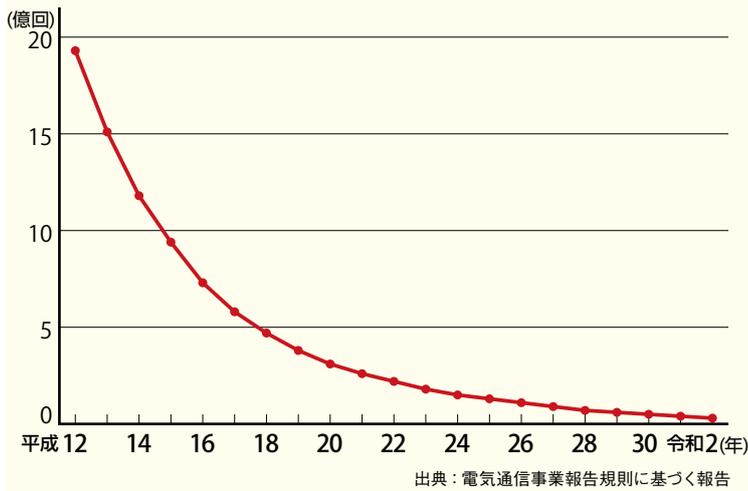
ユニバーサルサービスとして設置を
求める公衆電話の台数を緩和するこ
とにより、都道府県により状況は異
なるものの、台数がおおむね三分の
一になる見込みですが、利用者の利
便性低下を軽減するために、目に付
きやすい場所への設置も義務付けて
います。

公衆電話の安定的提供のために

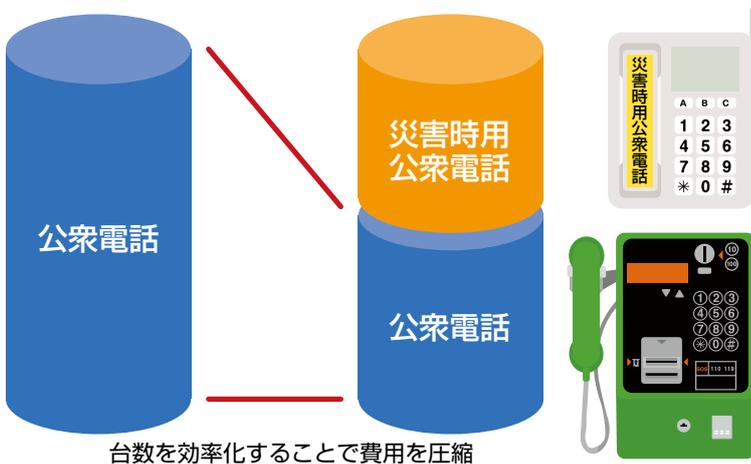
常設の公衆電話については効率化
を図るために、今後、NTT東日本・
西日本により、地域の実情に配慮し
た上で、順次、削減されていくこと
となります。

総務省では、引き続き、災害への
備えや、電話のユニバーサルサービ
ス全体の安定的提供の維持に向けた
取組を行ってまいります。

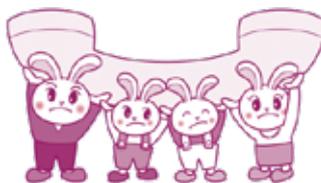
年々減少している公衆電話からの通信



将来におけるユニバーサルサービス基金の交付金イメージ



公衆電話



問い合わせ先

総務省 HP ユニバーサルサービス

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html

公衆電話のパンフレット

https://www.soumu.go.jp/main_content/000162017.pdf

基礎的電気通信役務支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）

<https://www.tca.or.jp/universalservice/>

